勝井太郎議員に対する再度の辞職勧告決議

勝井太郎議員には、平成29年12月19日の定例会において、全会一致で辞職勧告決議が可決された。その理由として、工事請負契約の変更議案の委員会付託審議において、議案に賛成しているにもかかわらず、その日の深夜に自らの誤った見識により、市と請負業者の間で、官製談合の疑いとも受け取れる内容の書き込みを SNS (フェイスブック) で行い、請負業者はもとよりその関係者に多大な迷惑をかけたこと。また、過去にも議会内での誤った情報を SNS により配信し、当時の議長からも注意を受けている。更に議会外では、言動や素行においても何度と無く問題を起こし、その度に同僚議員からも注意を受けていた。これらの事が原因で、勝井議員には自省の念が欠如し、市議会及び市の名誉と権威を著しく傷つけるものであり、議員としての資質を疑うものであったことによるものである。

この事により勝井議員は、工事関係者に謝罪し、議会に対しては「事実確認を 怠り誤った情報を伝えたこと」の反省文を提出したにもかかわらず、再び、本年 2月28日のSNSで、12月の議員辞職勧告について、「なぜ、議会は私の話に 耳を傾けずに、辞職勧告決議に突き進んでしまったのでしょう。なにか、市民に 明らかにされては困ることがあったのでしょうか」、「市民の皆様に知られるとま ずいことがあるから、SNSによる情報配信を慎ませるため辞職勧告をしたとも 考えられます」などと書き込んだことは、自身への辞職勧告の理由を、議会全体 への批判と入札制度への指摘に問題点をすり替え、自分を正当化する内容になっ ており、本来の辞職勧告決議の理由から大きく逸脱した、自分本位の書き込みを 行ったものである。

このことから、3月2日に議員全員協議会で、勝井議員に対して説明及び弁明を求めたが、投稿内容については、弁護士と相談し投稿しているので、問題は無いとの説明があり、謝罪や反省は、全く行われなかった。

その後も数回にわたり SNS での投稿が確認されたが、議会から誤った情報の配信は慎むよう注意されているにも関わらず、事の重大さが全く理解されずに、

自身に都合の良い解釈で投稿が続けられた。

更に勝井議員は、議会外でも暴言や暴行、セクハラなどを行い、素行の悪さが際立ち、同僚議員から再三再四、注意と反省を促されていたところである。それにもかかわらず、今回 SNS の配信では、自らの今までの言動や行動の反省には一切触れず、議会への批判と市の入札制度への指摘に問題点をすり替え、自身を正当化しようとしていることは、良識ある議員の行動とは到底判断することがで

きない。

よって、議会に対する市民の信用を大きく失墜させ、議会の品位の尊重と権威保持を著しく低下させたことにより、本市議会は、勝井太郎議員に対し再度議員辞職を勧告するものである。

以上決議する。

平成30年3月22日

宇陀市議会

2